

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。税務監査部の小松です。個人事業者の皆様は事業年度の締めもあり、慌ただしい日々が続きますが、体調にはくれぐれもお気をつけ下さい。

消費税の軽減税率制度

2019年10月から、事業者の皆様は、「酒類・外食を除く飲食料品」や「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」に適用される軽減税率（8%）分と、それ以外の商品に適用される標準税率（10%）分とを分けて、商品管理や経理処理、消費税の申告・納税をすることになります。

事業者にはどのような影響があるのか？

飲食料品を取り扱う事業者に影響があるというイメージがあると思いますが、飲食料品を扱う事業者以外の事業者にも幅広く影響します。

■パン屋の場合

パン屋が仕入れる食材や販売するパンは、軽減税率（8%）の対象です。しかし、パンの包装や製造機器はどうでしょうか？これらは飲食料品ではありません。また、調味料として使用するお酒は酒類に該当します。これらの仕入れには標準税率（10%）が適用されます。したがって、仕入税額の計算の際には食材と、これら包装材などの食品以外とを分けて計算する必要があります。



■飲食料品を取り扱わない事業者の場合



建築資材を仕入れ、建物を販売する建設業の場合、一見、標準税率（10%）の対象の取引しかないように思えます。しかし、例えば、会社を訪れたお客様に出すお茶やお菓子、取引先への贈答品（飲食料品）は軽減税率（8%）の対象になります。

したがって、建築資材のほかに、これらの飲食料品を経費として計上するときに、やはり税率ごとに分けて管理する必要があります。

■免税事業者の場合

軽減税率制度が実施された後でも、免税事業者の売上げには、これまでと同じく、消費税が課税されませんので、消費税の申告や納税を行なう必要はありません。しかし、例えば、取引先（課税事業者）から、適用税率ごとに区分して記載した請求書（区分記載請求書）の交付を求められる可能性があります。このように、免税事業者であっても、必ずしも無関係ではないのです。



【源泉所得税の納期特例の納付日及び年末年始休業のお知らせ】

今年の7月～12月に給与、報酬などについて源泉徴収した所得税は納期限が平成31年1月21日（月）までとなっておりますので、お早めの納付をお願いいたします。

年末年始は、12月29日（土）から1月3日（木）までお休みとさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350